

西京極総合運動公園(北側区域)の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

西京極総合運動公園（北側区域）は、府内で唯一日本陸上競技連盟の第1種公認を受けているたけびしスタジアム京都や補助競技場、また、硬式野球場で府内随一の規模を誇るわかさスタジアム京都を備え、様々な競技大会が開催されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	区分		アマチュアスポーツ（全面利用）			
			現行		改定後	
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する
たけびしスタジアム京都	土日祝	7時～21時	226,270円	267,120円	237,580円	280,470円
わかさスタジアム京都	土日祝	7時～21時	144,560円	196,930円	151,780円	206,770円

施設名称	区分		アマチュアスポーツ（全面利用）			
			現行		改定後	
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する
わかさスタジアム京都	土日祝	7時～21時	144,560円	196,930円	151,780円	206,770円

施設名称	区分		現行		改定後	
			一般	中学生以下	一般	中学生以下
			補助競技場	部分利用（1人1回）	200円	100円

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 42%

<支出> 1施設1日当たり 58万円（総額 2.6億円）

運営経費 58万円

<収入> 1施設1日当たり 29万円（総額 1.3億円）

利用料 (改定前) 26万円 (45%) (改定後) 29万円 (50%)	(改定前) 差額 32万円 (55%) (改定後) 差額 29万円 (50%) ← <u>市民の税金で負担（公費で負担）</u>
--	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1日当たり58万円のご負担が必要なところ、公費で32万円負担することで26万円に軽減

改定後も29万円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

たけびしスタジアム京都の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後9時、E：午前8時～午後9時、F：午前9時～午後9時

○ 改定率5%

1 施設料金

	区分		利用料金											
			午前（9～12）		午後（13～17）		夜間（17:30～21）		全日（9～21）					
			土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日				
全面利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	96,790	A	72,590	70,390	53,890	70,390	53,890	D	237,580	D	180,390
			B	74,790	B	56,090					E	215,570	E	163,880
			C	52,790	C	39,590					F	193,570	F	147,380
		入場料を徴収する場合	A	113,290	A	85,790	83,590	64,890	83,590	64,890	D	280,470	D	215,570
			B	87,990	B	67,090					E	255,170	E	196,870
			C	62,690	C	48,390					F	229,870	F	178,170
	その他	入場料を徴収しない場合	A	287,090	A	217,790	210,090	161,700	210,090	161,700	D	707,280	D	541,190
			B	222,190	B	169,390					E	642,370	E	492,790
			C	157,290	C	120,990					F	577,470	F	444,390
		入場料を徴収する場合	A	360,790	A	270,590	263,990	202,390	263,990	202,390	D	888,770	D	675,390
			B	279,390	B	211,190					E	807,370	E	615,990
			C	197,990	C	151,790					F	725,980	F	556,590
部分利用（1人1回につき）		一般 310 / 中学生以下 150												
会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D（1室につき）	陸上競技場兼球技場と併用する場合	A	1,640		1,640	1,640	D	3,730						
		B	1,640				E	3,390						
		C	1,640				F	2,760						
	その他	A	3,040		3,040	3,040	D	6,910						
		B	3,040				E	6,270						
		C	3,040				F	5,110						

※会議室単独での利用も可能となります。

2 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	21,990	16,490
		入場料を徴収する場合	25,290	18,690
	その他	入場料を徴収しない場合	64,890	48,390
		入場料を徴収する場合	81,390	59,390
	会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D（1室）		(新設) 1,640	

3 付属設備

区分			単位	利用料金	
補助いす			1脚につき1日	100	
長机				210	
有料ロッカー			1個1回につき1日	100	
温水シャワー室			1室につき1日	7,910	
			1室につき1時間	2,630	
指令室			1室につき1日	7,470	
アナウンス室			1室につき1日	7,470	
			1室につき1時間以内	2,740	
			1室につき2時間以内	5,490	
写真判定室			1室につき1日	7,470	
役員室		A	1室につき1日	2,960	
		B	1室につき1時間以内	1,090	
		C	1室につき2時間以内	2,190	
特別室			1室につき1日	7,470	
審判控室				2,960	
放送室（マイクロホン1本付き）		会議用		7,470	
		業務用			
マイクロホン			1本につき1日	1,420	
電源			1箇所につき4時間	100	
電光掲示板			一式につき1日	13,410	
夜間照明設備	A	全ての照明塔を利用する場合	全点灯	一式につき1時間	71,490
			4分の3点灯		53,620
			2分の1点灯		35,740
			4分の1点灯		17,870
	その他の場合		1基につき1時間	11,980	
	B	全点灯	一式につき1時間	2,630	
2分の1点灯		1,310			
陸上競技用具			一式につき1日	30,030	
			一式につき1時間以内	10,990	
			一式につき2時間以内	21,990	
サッカー用具			一式につき1日	4,390	
ラグビーフットボール用具			一式につき1時間以内	1,640	
アメリカンフットボール用具			一式につき2時間以内	3,290	

4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金
売店設備	1日	12,310
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

西京極補助競技場の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後5時、E：午前8時～午後5時、F：午前9時～午後5時

○ 改定率 5%

1 施設料金

	区分	利用料金											
		午前		午後 (13~17)		夜間 (17:30~21)		全日					
		土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日				
補助競技場	全面利用	A	32,110	A	24,410	23,100	17,590	-	-	D	55,210	D	42,010
		B	24,850	B	18,800					E	47,950	E	36,400
		C	17,590	C	13,190					F	40,690	F	30,790
	(1時間単位の利用)		土日祝 5,820 / 平日 4,390										
部分利用 (1人1回につき) ※		一般 310 / 中学生以下 150											

※利用者の負担軽減及びサービス向上のため、回数券の導入を予定しています。

2 付属設備

区分	単位	利用料金
補助いす	1脚につき1日	100
長机		210
温水シャワー室	1室につき1日	1,970
	1室につき1時間	650
温水シャワー設備	1個につき1回	100
放送設備 (マイクロホン1本付き)	一式につき1日	3,730
マイクロホン	1本につき1日	1,420
電源	1箇所につき4時間	100
陸上競技用具	一式につき1日	4,390
サッカー用具	一式につき1日	4,390
ラグビーフットボール用具	一式につき1時間以内	1,640
アメリカンフットボール用具	一式につき2時間以内	3,290

3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分 (午後、夜間) を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

土日祝：7,250円 / 平日：5,600円 (1時間につき)

4 運動競技以外での利用料金 (新規)

補助競技場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

5 構内地の利用等

区分	単位	利用料金	
売店設備	1日	12,310	
売店, 食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し, 又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

わかさスタジアム京都の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後9時、E：午前8時～午後9時、F：午前9時～午後9時

○ 改定率5%

1 施設料金

	区分	利用料金												
		午前 (9～12)		午後 (13～17)		夜間 (17:30～21)		全日 (9～21)						
		土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日			
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	61,590	A	45,090	45,090	32,990	45,090	32,990	D	151,780	D	111,070
			B	47,290	B	35,190					E	137,480	E	101,170
			C	32,990	C	25,290					F	123,180	F	91,270
		(2時間につき)	土日祝 21,330 / 平日 15,940											
		入場料を徴収する場合	A	83,590	A	63,790	61,590	46,200	61,590	46,200	D	206,770	D	156,190
			B	64,890	B	49,490					E	188,070	E	141,890
	C		46,200	C	35,190	F					169,380	F	127,590	
	その他	入場料を徴収しない場合	A	184,800	A	135,290	135,290	101,190	135,290	101,190	D	455,380	D	337,690
			B	142,990	B	105,590					E	413,580	E	307,990
			C	101,190	C	75,890					F	371,780	F	278,290
		入場料を徴収する場合	A	249,690	A	192,490	185,890	139,690	185,890	139,690	D	621,470	D	471,880
			B	194,690	B	149,590					E	566,470	E	428,970
C			139,690	C	106,690	F					511,470	F	386,070	
室内野球練習場 (1箇所1時間)	野球場と併用する場合	1,640												
	その他 (新規)	2,950												
第1会議室	野球場と併用する場合	A	1,180		870	870	870	D	2,960					
		B	910					E	2,670					
		C	640					F	2,160					
	その他	A	2,190		1,610	1,610	1,610	D	5,490					
		B	1,690					E	4,960					
		C	1,180					F	4,010					
第2会議室及び第3会議室 (1室につき)	野球場と併用する場合	A	560		420	420	420	D	1,420					
		B	430					E	1,290					
		C	300					F	1,150					
	その他	A	1,050		770	770	770	D	2,640					
		B	790					E	2,390					
		C	550					F	2,140					

※会議室単独での利用も可能となります。

2 付属設備

区分		単位		利用料金
補助いす		1脚につき1日		100
長机				210
審判シャワー室		1室につき1日		1,420
温水シャワー室				6,040
第1役員室				1,420
第2役員室				1,420
役員控室				2,960
審判室				2,960
審判控室				2,960
放送室（マイクロホン1本付き）	会議用業務用		1室	1日
		1時間以内		2,740
		2時間以内		5,490
放送員控室		1室につき1日		2,960
マイクロホン		1本につき1日		1,420
電源		1箇所につき4時間		100
スコアボード		一式	1日	6,040
			1時間以内	2,190
			2時間以内	4,390
夜間照明設備	すべての照明塔を利用する場合	一式につき1時間	全点灯	71,490
			4分の3点灯	53,620
			2分の1点灯	35,740
			4分の1点灯	17,870
	その他の場合		1基につき1時間	

3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	14,290	9,890
		入場料を徴収する場合	18,690	14,290
	その他	入場料を徴収しない場合	41,790	29,690
		入場料を徴収する場合	54,990	42,890
第1会議室				250
第2会議室及び第3会議室（1室につき）				120

4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金	
売店設備	1日	12,310	
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020